

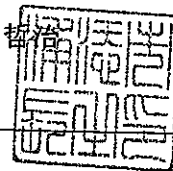


浦添市公告第216号

浦添市農地利用状況調査業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第32条の2第2項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年10月8日

浦添市長 松本 哲



随意契約の事後公表

1 契約件名	浦添市農地利用状況調査業務委託契約														
2 契約内容	<p>1 業務の実施場所 浦添市内全域の農地 (1,003筆)</p> <p>2 調査期間 令和6年10月8日から令和7年3月31日</p> <p>3 調査予定表 月初めに受託者が調査予定表を作成し、浦添市へ提出する。</p> <p>4 業務内容 (1) 浦添市内の農地について現地確認し、次のとおり判定する。</p> <table border="1" data-bbox="453 831 1481 1350"> <thead> <tr> <th>判定</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td>農地としてしっかりと耕作されている。</td> </tr> <tr> <td>○ (2号)</td> <td>農地として管理が少し劣っている。雑草が生い茂っている。荒らし作り(種を蒔いただけ)など、農地ではあるがあまり手入れされていないような状況。</td> </tr> <tr> <td>● (1号・A)</td> <td>1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。除草などの簡易的な手入れで復旧できる農地。</td> </tr> <tr> <td>△ (1号・B・ア)</td> <td>1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。重機などを入れないと農地として再生が困難な状況。(ギンネム林やススキ原野は該当しない。)</td> </tr> <tr> <td>▲ (1号・B・イ)</td> <td>1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。森林、急斜面、重機を入れる進入路がない、極小地(10坪未満)、湿地帯などの農業ができない農地。</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>建築物、資材置場、駐車場など農地として利用されていない状況。備考欄に利用の詳細も記入すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調査地へ行くための地図、航空写真及び調査記入表(土地の地番、最寄住所が記入された航空写真)及び調査判定表は浦添市が受託者に提供する。</p> <p>(3) 調査地については、現況が確認できる写真を撮影し報告すること。撮影方法については、調査員1名が調査地番を記入した黒板を持ち、原則、調査地全体が写る2方向、近接1方向、地表1方向から撮影する。なお、撮影に必要な機材(デジタルカメラ、黒板等)については浦添市が用意するものとする。</p> <p>5 その他 その他調査を実施するにあたって必要な事項は浦添市と受託者の協議のうえ決定する。</p>	判定	基準	◎	農地としてしっかりと耕作されている。	○ (2号)	農地として管理が少し劣っている。雑草が生い茂っている。荒らし作り(種を蒔いただけ)など、農地ではあるがあまり手入れされていないような状況。	● (1号・A)	1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。除草などの簡易的な手入れで復旧できる農地。	△ (1号・B・ア)	1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。重機などを入れないと農地として再生が困難な状況。(ギンネム林やススキ原野は該当しない。)	▲ (1号・B・イ)	1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。森林、急斜面、重機を入れる進入路がない、極小地(10坪未満)、湿地帯などの農業ができない農地。	×	建築物、資材置場、駐車場など農地として利用されていない状況。備考欄に利用の詳細も記入すること。
判定	基準														
◎	農地としてしっかりと耕作されている。														
○ (2号)	農地として管理が少し劣っている。雑草が生い茂っている。荒らし作り(種を蒔いただけ)など、農地ではあるがあまり手入れされていないような状況。														
● (1号・A)	1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。除草などの簡易的な手入れで復旧できる農地。														
△ (1号・B・ア)	1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。重機などを入れないと農地として再生が困難な状況。(ギンネム林やススキ原野は該当しない。)														
▲ (1号・B・イ)	1年以上耕作がされていない荒れ放題の農地。森林、急斜面、重機を入れる進入路がない、極小地(10坪未満)、湿地帯などの農業ができない農地。														
×	建築物、資材置場、駐車場など農地として利用されていない状況。備考欄に利用の詳細も記入すること。														
3 契約の相手方の決定方法及び相手方住所	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく団体 公益社団法人浦添市シルバー人材センター 理事長 仲里 邦彦 住所 浦添市仲間一丁目10番7号 浦添市社会福祉センター2階</p>														
4 選定基準	<p>(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。</p> <p>(2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p> <p>(3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。</p> <p>(4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。</p>														
5 契約締結日	令和6年10月8日														
6 契約金額	1会員1日就業(7時間)あたり7,615円(消費税及び地方消費税含む。)														